

# 二国間協定（医師資格）の特例措置に関する対応方針

## 1. 二国間協定の概要

- 相互の国民に対する医療提供の環境整備を図る観点から、二国間協定に基づき、英語による医師国家試験を実施し、当該試験に合格した外国医師に対し、日本の公的医療保険を利用しないこと等、一定の条件を付した医師免許を与えている。
- 現在、①イギリス、②アメリカ、③フランス、④シンガポールの4カ国との間で締結している。

## 2. 特例措置の内容

医師に係る二国間協定の対象国の拡大、特区内に限定して人数枠の拡大、受け入れ医療機関の拡大及び自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを認めるといった対応を行う。

※「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（平成25年10月18日日本経済再生本部決定）

## 3. 対応方針

- 国家戦略特別区域会議からのご提案に基づき、原則として、相手国との交渉を開始する。
- 交渉の進め方については、①既に二国間協定を締結している4ヶ国と②それ以外の国とで、それぞれ以下のような提案を行う。
  - ① 既に二国間協定を締結している4ヶ国
    - ・ 既にベースとなる二国間協定があるため、国家戦略特区において、少なくとも日本側において受入枠の拡大等を行う旨を提案する。
  - ② それ以外の国
    - ・ まずは、双務的な医師資格に関する二国間協定の締結を提案する。
    - ・ その上で、国家戦略特区において、少なくとも日本側において受入枠の拡大等を行う旨を提案する。

# 二国間協定（医師資格）の特例措置に関する留意事項

## 留意事項 1：受験資格認定について

- 二国間協定に基づき、英語による医師国家試験を実施する場合であっても、医師国家試験を受験するに当たっては、医師法の規定による受験資格認定を受けていただく必要がある。  
この受験資格認定を受けるためには、日本の医学部を卒業した者と同等以上の学力及び技能を有していることが必要となる。
- このため、東京圏から提案があった国（中国、ミャンマーなど）において、日本の医学部を卒業した者と同等以上の学力及び技能を身につけられる医学部があるかどうか、確認する必要がある。
- その結果、該当する医学部が存在しない場合はその国とは二国間協定を締結しない等の対応も検討する必要がある。

## 留意事項 2：受入れに関するニーズについて

- 受入れ人数枠の上限や受入医療機関については、東京圏とも調整し、受入れに関するニーズが妥当なものかどうか、精査する必要がある。  
Ex. 二国間協定に関する特例措置の目的が、我が国に居住・滞在する外国人に対して診療を行う外国医師の確保であることを踏まえ、臨床研究や日本の医師に対する教授を目的とする外国医師の受入れについては、臨床修練制度を活用すべきである。  
Ex. 提案されている国の外国医師を受け入れる必要性について、各医療機関のご意見を踏まえ、二国間協定に関する特例措置の目的の観点から、精査する必要がある。  
Ex. 受入れ人数枠の上限は、今後とも、拡大していくことが可能であることを踏まえ、最初の段階では、各医療機関において、その外国人患者数の実績データをもとに、必要となる外国医師数を推計する必要がある。